

横芝光町銚子連絡道路横芝光インターチェンジ周辺まちづくり推
進協議会要綱

(設置)

第1条 銚子連絡道路横芝光インターチェンジ周辺の活力あるまちづくりを推進するため、横芝光町銚子連絡道路横芝光インターチェンジ周辺まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 横芝光インターチェンジ周辺開発に係る事業化検討パートナーに関すること。
- (2) 横芝光インターチェンジ周辺開発に係る事業手法に関すること。
- (3) その他横芝光インターチェンジ周辺開発に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元地権者
- (3) 関係団体
- (4) 行政機関
- (5) 町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するときまでとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、副町長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が必要があると認めるときは、副会長が会議の議長となることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画空港課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。